

大崎町の合併について 意思を問う



▲意見陳述をのべる海老原氏

三月二十二日

市町村合併問題調査特別委員会が開催され、「大崎町の合併について意思を問う住民投票条例」の請求代表者、海老原淳氏に意見陳述の機会を付与したあと、町長に補足説明を求める。

審議の中で、20日以内を50日以内とする修正案が提出され、可決される。

さらに、曾於南部合併協議会から離脱（東串良町との合併協議を含む）という修正案と、住民投票条例の成立要件を、投票者数が投票資格者数の二分の一を越えたとき成立

し、成立しなかったときは開票しないとする修正案が提出されたが否決される。

また、修正を除く部分については、原案可決される。

三月二十九日

最終本会議において、米永特別委員長報告の後、採決に入り、起立多数により、修正可決となり、修正した部分を除く原案についても、起立多数により原案可決される。



▲市町村合併問題調査特別委員会風景

議案第一号

「曾於南部合併協議会規約の一部を変更する規約について」

この議案は、松山町・志布志町・有明町・大崎町の4町で構成されている曾於南部合併協議会の規約の一部を変更するもので、規約の中から大崎町を削除し、4町を3町に変更するものです。

審議経過

一月三十日

議案第一号「曾於南部合併協議会規約の一部を変更する規約について」、上程され、議員十九名を委員とする市町村合併問題調査特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となる。

二月二十七日

同特別委員会を開催し、審議の結果、引き続き閉会中の継続審査となる。

三月二十六日

同特別委員会を開催し、審議の結果、引き続き閉会中の継続審査となる。